

**新型コロナウイルス感染症の療養のため会社等を休んだ場合
傷病手当金が支給されます**

後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症の療養のために勤務する会社等を休み、事業主から給料・報酬等が受けられない場合、申請により傷病手当金が支給されます。

■対象となる方

被用者（会社等に雇用されている方）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方

■支給される期間

労務に服することができなくなった日（会社等を休んだ日）から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間

※ただし、令和2年1月1日から令和4年12月31日の間に休んだ場合に限ります。

※上記の期間中から継続して入院等されている場合、支給期間は最長1年6ヶ月です。

■支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額

÷ 直近の継続した3か月間の就労日数 × 2/3 × 支給対象となる日数

■支給されない場合

- ・会社等を休んでも、事業主から休んでいる間の給料・報酬等が支払われる場合は、傷病手当金は支給されません。
- ・事業主から休んでいる間の給料・報酬等の一部が支払われる場合は、支払われる給料・報酬等と傷病手当金との差額を支給します。

■申請のしかた

申請には、事業主と受診した医療機関の証明が必要です。（専用様式あり）詳しくは、下記問い合わせ先にお問い合わせください。

お問い合わせは、
住民課（TEL：0749-42-7692、FAX:0749-42-7117）または
滋賀県後期高齢者医療広域連合（TEL:077-522-3013）まで